附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（存続中央会に関する経過措置）

第二条　存続中央会（農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会をいう。）に対する第一条の規定による改正後の職業能力開発促進法施行規則（以下「新規則」という。）第三十五条の十の規定の適用については、同条第五号中「農業協同組合及び農業協同組合連合会」とあるのは、「農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会」とする。

（訓練基準に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）別表第二に定めるところによる発変電科、送配電科、電気工事科、電気設備科、電気設備管理科、織機調整科、和裁科、木型科、木工科、工業包装科、石材加工科、竹工芸科、印章彫刻科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してそれぞれ新規則別表第二に定めるところによる発変電科、送配電科、電気工事科、電気設備科、電気設備管理科、織機調整科、和裁科、木型科、木工科、工業包装科、石材加工科、竹工芸科、印章彫刻科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を行う場合においては、当該普通職業訓練を受けている者の受けた旧規則別表第二に定めるところにより行われた訓練の教科の科目、訓練期間及び訓練時間に応じて、新規則別表第二に定めるところにより行われる訓練における教科の科目を省略し、並びに訓練期間及び訓練時間を短縮することができる。

2　新規則別表第二に定めるところによる発変電科、送配電科、電気工事科、電気設備科、電気設備管理科、織機調整科、和裁科、木型科、木工科、工業包装科、石材加工科、竹工芸科、印章彫刻科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を行うことができない特別な事情がある場合において、この省令の施行の際現に旧規則別表第二に定めるところによる発変電科、送配電科、電気工事科、電気設備科、電気設備管理科、織機調整科、和裁科、木型科、木工科、工業包装科、石材加工科、竹工芸科、印章彫刻科、ＯＡシステム科、ソフトウェア管理科、データベース管理科、プログラム設計科、システム設計科又はデータベース設計科に係る普通課程の普通職業訓練を受けている者に対してこの省令の施行後に行われる普通課程の普通職業訓練については、なお従前の例によることができる。

（職業訓練指導員試験に関する経過措置）

第四条　この省令の施行前に木工科及び印章彫刻科に係る職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者に対する新規則第四十六条の規定の適用については、それぞれ新規則の規定により行われた木工科及び印章彫刻科の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験の科目のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者とみなす。

（技能検定に関する経過措置）

第五条　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる複写機組立てに係る技能検定に合格した者が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（法第八条第七項の厚生労働省令で定める利用定員）

第十条の二　法第八条第七項の厚生労働省令で定める数は、十九人とする。

第十七条の二の四の次に次の一条を加える。

（法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の二の五　法第八条第十七項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

第十七条の三（見出しを含む。）中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の四（見出しを含む。）及び第十七条の五（見出しを含む。）中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十七条の九から第十七条の十一までの規定（見出しを含む。）中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

第十七条の十二（見出しを含む。）中「第八条第二十二項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第八条第二十五項」を「第八条第二十六項」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二十三条第一号中「平成二十五年法律第二十七号」の下に「。別表第一において「番号利用法」という。」を加える。

第三章第一節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（第三者の行為による被害の届出）

第三十三条の二　介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第一号被保険者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、市町村に提出しなければならない。

一　届出に係る事実

二　第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）

三　被害の状況

第六十五条の三中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地域密着型通所介護　次に掲げる費用

イ　食事の提供に要する費用

ロ　おむつ代

ハ　その他地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの